

平成30年9月6日

第88回 神戸市個人情報保護審議会

市民PHR（パーソナルヘルスレコード）
システムの構築について

（保健福祉局）



神保健健第 655 号
平成 30 年 9 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

市民 P H R システムの構築に伴う個人情報の収集について
(条例第 7 条「収集の制限」)

担当：保健福祉局健康部健康政策課

市民PHRシステムの構築に伴う個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

1. 保険者から収集する項目

【対象者情報】

保険者番号、被保険者証記号・番号、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号

【健診／検診情報】

実施区分、実施月日、氏名、生年月日、性別、住所、◎健診／検診結果、◎問診結果、
◎メタボリックシンドローム判定、◎保健指導レベル（階層化）、◎医師の判定

2. 学術機関から収集する項目

【対象者情報】

個人識別符号、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号

【学術機関のコホート研究】

◎質問票（生活習慣、睡眠、疲労、精神状態など）、◎身体機能（脳、ガス成分、筋、骨格、血管、自律神経、感覚器など）、◎生理学検査（心電図、呼吸機能、超音波など）、
◎画像検査（レントゲン、CT、MRIなど）、◎血液／尿検査、◎要介護区分

3. 外部アプリから収集する項目

【対象者情報】

住所、氏名、生年月日、性別

【アプリ】

◎身体情報（血圧、体重、栄養、活動量、妊活、睡眠、ストレスなど）、◎生活習慣関連情報、◎薬剤関連情報（服薬、予防接種、アレルギーなど）、◎健診／検診情報（職場健診、妊婦健診、乳幼児健診、学校健診など）、インセンティブ情報（ポイント、抽選権、イベント参加、景品、ランキングなど）、◎保健指導内容

4. 本人入力による収集

【対象者情報】

住所、氏名

【健診／検診情報】

実施区分、実施月日、氏名、生年月日、性別、住所、◎健診／検診結果、◎問診結果、
◎メタボリックシンドローム判定、◎保健指導レベル（階層化）、◎医師の判定

【アプリ】

◎身体情報（血圧、体重、栄養、活動量、妊活、睡眠、ストレスなど）、◎生活習慣関連情報、◎薬剤関連情報（服薬、予防接種、アレルギーなど）、◎健診／検診情報（職場健

診、妊婦健診、乳幼児健診、学校健診など)、インセンティブ情報(ポイント、抽選権、イベント参加、景品、ランキングなど)、◎保健指導内容

【健康と暮らしに関する調査】

本人の属性、暮らし、経済状況、◎過去の体験について、◎健康状態について、◎食生活・運動・休養・歯について、たばこやアルコールについて、◎健診・がん検診について、地域活動などの社会参加や環境について、調査にかかる確認事項について

【フレイルチェック】

◎測定項目(ふくらはぎ周囲、咀嚼能力、嚥下能力、握力、立ち上がり速度、身長、体重)、◎質問項目(日常生活能力、運動機能、栄養状態、口腔機能、心の健康状態)

【その他本人入力項目】

目標設定、◎医療情報(既往症、終末期ケア、アレルギー、かかりつけ医など)、◎災害時情報(避難場所、緊急連絡先、障害、介護など)、健康イベント参加状況

神保健健第 655 号 - 2

平成 30 年 9 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

市民 PHR システムの構築に係る個人情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」)

担当：保健福祉局健康部健康政策課

市民PHRシステムの構築にかかる個人情報の電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項第2号に該当するもの

【対象者情報】

保険者番号、被保険者証記号・番号、個人識別符号、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号

【健診／検診情報】

実施区分、実施月日、氏名、生年月日、性別、住所、◎健診／検診結果、◎問診結果、◎メタボリックシンドローム判定、◎保健指導レベル（階層化）、◎医師の判定

【健康とくらしに関する調査】

本人の属性、くらし、経済状況、◎過去の体験について、◎健康状態について、◎食生活・運動・休養・歯について、たばこやアルコールについて、◎健診・がん検診について、地域活動などの社会参加や環境について、調査にかかる確認事項について

【フレイルチェック】

◎測定項目（ふくらはぎ周囲、咀嚼能力、嚥下能力、握力、立ち上がり速度、身長、体重）、◎質問項目（日常生活能力、運動機能、栄養状態、口腔機能、心の健康状態）

【本人入力項目】

目標設定、◎医療情報（既往症、終末期ケア、アレルギー、かかりつけ医など）、◎災害時情報（避難場所、緊急連絡先、障害、介護など）、健康イベント参加状況

【アプリ】

◎身体情報（血圧、体重、栄養、活動量、妊活、睡眠、ストレスなど）、◎生活習慣関連情報、◎薬剤関連情報（服薬、予防接種、アレルギーなど）、◎健診／検診情報（職場健診、妊婦健診、乳幼児健診、学校健診など）、インセンティブ情報（ポイント、抽選権、イベント参加、景品、ランキングなど）、◎保健指導内容

【学術機関のコホート研究】

◎質問票（生活習慣、睡眠、疲労、精神状態など）、◎身体機能（脳、ガス成分、筋、骨格、血管、自律神経、感覚器など）、◎生理学検査（心電図、呼吸機能、超音波など）、◎画像検査（レントゲン、CT、MRIなど）、◎血液／尿検査、◎要介護区分



神保健健第 655 号 - 3
平成 30 年 9 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求め
ます。

記

市民PHRシステムの構築にかかる電子計算機の結合について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」)

担当：保健福祉局健康部健康政策課

市民PHRシステムの構築にかかる電子計算機の結合について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

1. 外部アプリとの間における電子計算機の結合にかかる情報項目

【対象者情報】

住所、氏名、生年月日、性別、電話番号

【アプリ】

身体情報（血圧、体重、栄養、活動量、妊活、睡眠、ストレスなど）、生活習慣関連情報、薬剤関連情報（服薬、予防接種、アレルギーなど）、健診／検診情報（職場健診、妊婦健診、乳幼児健診、学校健診など）、インセンティブ情報（ポイント、抽選権、イベント参加、景品、ランキングなど）、保健指導内容

2. 個人スマートフォン、PCとの間における電子計算機の結合にかかる情報項目

【対象者情報】

保険者番号、被保険者証記号・番号、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号

【健診／検診情報】

実施区分、実施月日、氏名、生年月日、性別、住所、健診／検診結果、問診結果、メタボリックシンドローム判定、保健指導レベル（階層化）、医師の判定

【健康とくらしに関する調査】

本人の属性、くらし、経済状況、過去の体験について、健康状態について、食生活・運動・休養・歯について、たばこやアルコールについて、健診・がん検診について、地域活動などの社会参加や環境について、調査にかかる確認事項について

【フレイルチェック】

測定項目（ふくらはぎ周囲、咀嚼能力、嚥下能力、握力、立ち上がり速度、身長、体重）、質問項目（日常生活能力、運動機能、栄養状態、口腔機能、心の健康状態）

【本人入力項目】

目標設定、医療情報（既往症、終末期ケア、アレルギー、かかりつけ医など）、災害時情報（避難場所、緊急連絡先、障害、介護など）、健康イベント参加状況

【アプリ】

身体情報（血圧、体重、栄養、活動量、妊活、睡眠、ストレスなど）、生活習慣関連情報、薬剤関連情報（服薬、予防接種、アレルギーなど）、健診／検診情報（職場健診、妊婦健診、乳幼児健診、学校健診など）、インセンティブ情報（ポイント、抽選権、イベント参加、景品、ランキングなど）、保健指導内容

【学術機関のコホート研究】

質問票（生活習慣、睡眠、疲労、精神状態など）、身体機能（脳、ガス成分、筋、骨格、血管、自律神経、感覚器など）、生理学検査（心電図、呼吸機能、超音波など）、画像検査（レントゲン、CT、MRIなど）、血液／尿検査、要介護区分

市民PHRシステムの構築について

1. 趣旨

近年多方面で ICT やデータの利活用が進んでいるが、こと健康関連データにおいては遅々として進んでいない。本来個人のものである健康関連データは官民間わず散在しており、本人がそれらを収集し、集約されたものとして把握することは、現状では困難である。市民 PHR（パーソナル・ヘルス・レコード＝個人の健康の記録）システムは、散在する健康データを集約することにより、本人が自身の健康状態を一目で把握できるようにする。また、個人データに即した最適なアドバイスを本人に提供することにより、健康状態の改善のための行動を促し、神戸市民の健康状態の更なる向上を図る。

2. 概要

個人の健康関連データの収集及び学術機関への匿名化データの提供について同意が得られた方を対象に、個人の健康関連データの集約・可視化、データに基づいた ICT を活用した保健指導、健康行動を促すポイント制度、保健事業の立案・評価を可能にする情報システムを構築する。

(1) 対象者

神戸市に在住、在学、在勤いずれかの者(初年度は 3000 人を予定)

(2) 管理するデータ

神戸市保有データ：特定健診、フレイルチェック、介護、調査結果、等

保険者保有データ：健診、検診、人間ドック、等

学術機関保有データ：コホート、等

民間保有データ：活動量、栄養、休養、服薬内容、身体情報、等

個人保有データ：目標、既往症、アレルギー、生活習慣、ケアの希望、等

(3) 効果

- ・個人の健康情報が自動的に収集・可視化されることにより、労せず自身の健康状態を把握することが可能になる。
- ・アプリ経由で個人に最適化された保健指導を受けることができるため、今まで保健指導を受けておられない方へのアプローチが可能となり、広く市民の健康増進に繋がる。
- ・ポイント等のインセンティブ付与により、健康無関心層にも健康増進に取り組む動機を与えることができる。
- ・健康関連データが保管されることにより、災害時等のためのバックアップ機能、家族の健康情報管理の役割を果たす。
- ・保健事業の効果の分析・検証が行えるようになり、科学的根拠に基づく保健事業の推進することが可能となる。それにより、市民サービスの向上につながる。

(4) システムの運用

「市民 PHR システム」は国立研究開発法人理化学研究所が所有するシステムを本市が貸借し、本市の責任において運用する。

3. 事務の流れ (○の番号は別紙 1 に対応)

①市民 PHR システムへの利用登録・同意

*ユーザーが市民 PHR システムへの利用登録を行う。登録時、②～⑦ (データの収集、市が保有するデータの目的外利用、及び学術機関への匿名化データの提供) に関する同意を取得する。

*利用登録に際しては、市民 PHR システムのウェブサイトからユーザーが本人情報 (住所、氏名、生年月日、性別) を登録し、本庁内で「こうべ健康いきいきサポートシステム」の被保険者情報と突合の上、住所地にパスワードを送付する。市民 PHR システムへは当該パスワードがないとログインできない仕組みとする。

(こうべ健康いきいきサポートシステム：住記情報と連結して市民の健診や予防接種の履歴等を管理するシステム)

②神戸市保有データの集約

*市が保有しているユーザーの健康データを市民 PHR システムへ集約する (「こうべ健康いきいきサポートシステム」に登録されている国保加入者の健診データ、フレイルチェックデータ、健康とくらしに関する調査データ等)。データの目的外利用に関する本人同意は①の段階で取得しているため、9 条諮問は不要。

③保険者 (神戸市国保以外) からのデータの収集

*ユーザーが国保以外の場合は、協会けんぽや健康保険組合などから健診データを収集する。一般市民を対象とするため、国保以外の協会けんぽや健康保険組合などからも市民の健診データを収集することが必要な場合がある。

④学術機関からのコホートデータの収集

*ユーザーが学術機関のコホート研究に参加する場合は、コホートデータを収集する。データを収集し、解析することで、個人への保健指導に資するとともに、本市健康増進行政の立案・評価にも活用できる。

(コホート研究：調査時点で、仮説として考えられる要因を持つ集団と持たない集団を追跡し、両群の疾病の罹患率または死亡率等のアウトカムを比較する方法)

⑤ユーザーによるデータ入力

*ユーザーは任意で自分の健康に関するデータ (体重等の目標設定、既往症等) を市民 PHR システムへ入力できる。散在した個人の健康関連データを集約し、わかりやすく可視化し、市民の健康行動を促進するためには、様々な健康データが必要である。

⑥外部アプリからのデータ移行

*ユーザーは任意で外部アプリのデータを市民 PHR システムに入れることができる。散

在した個人の健康関連データを集約し、わかりやすく可視化し、市民の健康行動を促進するためには、様々な健康データが必要である。

(外部アプリ：市民 PHR のデータは移行せず、外部アプリから市民 PHR への一方通行となるアプリ)

⑦学術機関への匿名化データの提供

*学術機関より、市民の健康に資する研究のためにデータの提供依頼があれば、本市の倫理審査委員会で承認を得た後、匿名化したデータを提供する。提供についての本人同意は①の段階で取得している。

4. アプリの監査

外部アプリは健康創造都市 KOBE 推進会議の承認を得られたもののみ限定する。健康創造都市 KOBE 推進会議ではシステムの技術的な面ではなく、アプリの内容が市民 PHR にそぐわないものではないか審査をする。

主要連携アプリ及び健康創造都市 KOBE 推進会議において承認された外部アプリは、神戸市が定期的に内容を確認し、市民 PHR にそぐわないものではないか、監査を行う。

主要連携アプリ及び外部アプリのセキュリティについては、下記「6. 個人情報の保護」に記載のとおり、厳格な対処を行う。

※健康創造都市 KOBE 推進会議…別紙「健康創造都市 KOBE について」を参照

5. スケジュール

平成 30 年 9 月	理化学研究所がシステム開発事業者決定
平成 30 年 9 月～	システム開発
平成 31 年 1 月～	市民 PHR システム運用開始

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ・本システムは「神戸市セキュリティ基本方針」、「神戸市情報セキュリティ対策基準」、総務省[ASP・SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン 第 1.1 版]、[ASP・SaaS における情報セキュリティ対策ガイドライン(2008 年 1 月発行)]に準拠する。
- ・Web サイトは、IPA(独立行政法人情報処理推進機構)の定める「安全なウェブサイト の作り方 改訂第 7 版」(チェックリスト)と、神戸市の「ホームページサーバ等確

認チェックリスト（第2版）」の対応項目を満たす。

- ・ 端末機の操作にあたっては、ユーザーID 及びパスワードの設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ・ 職員単位でデータへのアクセスで制限を行う。
- ・ 個人情報に係るデータについては端末機に保存せず、厳重に管理する。
- ・ サーバは日本国内に設置し、サーバが置かれているデータセンターは神戸市の「データセンター要件」を満たす。

（2）運用上の保護

- ・ 送受信されるデータは暗号化する。
- ・ 不正アクセス対策としてアクセス管理、ログ保存を行う。
- ・ サーバからのデータの受領及び学術機関へのデータの貸与及び返却にあたっては、データを記録した電子記録媒体(USB等)のファイルにパスワードを設定した上で、直接手渡しすることとし、受払簿により経緯を記録して適切に管理する。
- ・ 電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなくなれば、速やかにデータを消去する。
- ・ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ・ 外部サービスとの連携においては、サービス提供者の定期監査を神戸市が実施する。

（3）外部委託にかかる個人情報の保護

委託業者との委託契約においては、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守について定めた委託契約約款に基づき、厳格に管理する。

【補足・添付資料】

- 事務の流れ 別紙1
- 市民 PHR 成果物イメージ 別紙2

市民 PHR システム 成果物イメージ画像



健康診断データの確認

健康診断結果をアプリでご確認いただけます。
紙とは違い、無くす心配が少なくいつでも確認いただけます。

バイタルデータの記録

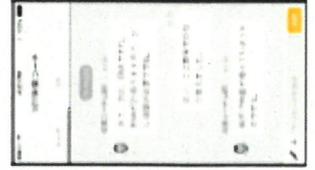
歩数・食事・体重など、様々なデータを記録することができ、
記録した数値データは、グラフで推移を確認することもできます。



ICTを活用した保健指導

例) 食事内容に基づいて、栄養指導を実施します。

食事の写真を撮るだけで記録ができます！
やりとりはチャット形式で簡単！



健康創造都市 KOBE について

神戸市

全ての市民の健康、健康寿命の延伸、企業の健康経営及び経済の活性化を目指し、「健康創造都市 KOBE」を推進します。

○平成 29 年 7 月 健康創造都市 KOBE 推進会議を設立

○参加団体数 **58 団体 (平成 30 年 7 月 1 日現在)**

座 長：菊池晴彦・神戸市医療政策顧問

副座長：尾山基・アシックス CEO、渡辺恭良・理化学研究所ライフ

サイエンス技術基盤研究センター長

○主な検討項目

- ①妊娠期から高齢期までの生活習慣の改善など生涯にわたる健康づくり
- ②人生の最終段階における本人の尊厳及び意思を踏まえた生き方
- ③都市環境や地域資源を活かした健康づくり及び健康格差の縮小の取組み
- ④個人の健康増進のインセンティブ及び企業の健康経営、職場環境づくり
- ⑤市内経済の活性化につながる健康ポイントの検討

○同月同幹事会設立 (座長：田守義和 神戸大学医学部客員教授)

(議論中) ・健康ポイント制度の論点について

・市民の健康にかかる調査の概要について

○今後の予定 (当面)

- ・「健康ポイント制度」、「健康格差の縮小の取組み」、「健康経営」等について部会を設置
- ・健康 (および健康格差) にかかる調査について、WHO や学識経験者を中心に制度設計。

(資料収集や調査実施等を行うため、企業と市との共同事務局を設置)

お問合せ：神戸市保健福祉局健康部健康政策課 (三木・勝間 078 - 322 - 6511)



健康創造都市 KOBE 推進会議 参画団体 (平成 30 年 7 月 1 日現在)

1	株式会社アシックス	31	株式会社タニタヘルスリンク
2	味の素株式会社 大阪支社	32	WHO 神戸センター
3	江崎グリコ株式会社	33	学校法人玉田学園神戸常盤大学
4	大阪ガス株式会社	34	中外製薬株式会社 兵庫支店
5	株式会社オージースポーツ	35	株式会社ディーエイチシー
6	大塚製薬株式会社 神戸支店	36	TOA 株式会社
7	川崎重工業株式会社	37	株式会社ドコモ CS 関西 神戸支店
8	関西電力株式会社 兵庫支社	38	凸版印刷株式会社 西日本事業本部
9	全国健康保険協会 (協会けんぽ) 兵庫支部	39	西日本電信電話株式会社 兵庫支店
10	健康保険組合連合会 兵庫連合会	40	日本イーライリリー株式会社
11	公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構	41	株式会社日本政策金融公庫 神戸支店
12	学校法人神戸学院 神戸学院大学	42	ネスレ日本株式会社
13	一般社団法人 神戸経済同友会	43	阪急阪神ホールディングス株式会社
14	一般社団法人 神戸市医師会	44	バンドー化学株式会社
15	神戸市看護大学	45	公益財団法人ひと・健康・未来研究財団
16	公益財団法人 神戸市産業振興財団	46	公益社団法人兵庫県栄養士会
17	公益社団法人 神戸市歯科医師会	47	公益社団法人 兵庫県看護協会
18	一般社団法人 神戸市薬剤師会	48	公益財団法人兵庫県予防医学協会
19	神戸商工会議所	49	株式会社フェリシモ
20	神戸女子大学	50	株式会社マルヤナギ小倉屋
21	株式会社神戸新聞社	51	三井住友海上火災保険株式会社
22	株式会社神戸製鋼所 神戸本社	52	株式会社三井住友銀行
23	国立大学法人神戸大学医学部附属病院	53	ヤノ運動用品株式会社
24	株式会社神戸ポートピアホテル	54	国立研究開発法人理化学研究所
25	学校法人神戸薬科大学	55	株式会社リンケージ
26	シスメックス株式会社	56	株式会社ルネサンス
27	株式会社ジャパンフロントファーム	57	株式会社ロック・フィールド
28	松竹株式会社	58	株式会社ワールド
29	松竹芸能株式会社		
30	株式会社セラピット		